

政令第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十六条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条—第四条）

第二章 経過措置（第五条）

附則

第一章 関係政令の整備

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号

) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令

目次中「・第二条」を「一第二条」に、「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

第一条中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定放射性同位元素)

第一条の二 法第二条第三項に規定する政令で定める特定放射性同位元素は、放射性同位元素であつて、その種類及び密封の有無に応じて原子力規制委員会が定める数量以上のものとする。

第二条中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第十七条を次のように改める。

(都道府県公安委員会への届出を要する場合)

第十七条 法第十八条第五項に規定する政令で定める場合は、放射線障害を防止して公共の安全を確保す

るための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性汚染物として内閣府令で定めるものを運搬する場合とする。

第十九条の次に次の二条を加える。

(工場等における特定放射性同位元素の防護のための措置を要する場合)

第十九条の二 法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める場合は、工場又は事業所において特定放射性同位元素の使用、保管、運搬又は廃棄（廃棄物埋設を除く。）をする場合とする。

(工場等の外における特定放射性同位元素の運搬に関する読み替え)

第十九条の三 法第二十五条の五の規定により法第十八条の規定を適用する場合における第十六条から第十八条までの規定の適用については、第十六条中「放射線障害の防止」とあるのは「放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護」と、第十七条及び第十八条第三号中「放射線障害を防止して」とあるのは「放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して」とする。

第二十条の二中「第三項まで」の下に「、第二十五条の三から第二十五条の七まで、第二十五条の九」を、「第三十三条の三まで」の下に「、第三十八条の二から第三十八条の四まで」を、「第四十三条の二

」の下に「、第四十八条の二」を加え、同条第二号中「第二十四条及び」を「第二十四条、」に改め、「まで」の下に「及び第三十八条の四」を加える。

第二十条の三第二号を次のように改める。

二 放射性同位元素等の規制に関する法律

第二十条の三第四号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令」を「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令」に改める。

第二十条の四第一号を次のように改める。

一 放射性同位元素等の規制に関する法律

第二十条の四第十一号を次のように改める。

十一 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令

第二十一条中「及び第四十一条の四十」を「、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に改める。

第二十四条の表に次のように加える。

二十において準用する第四十条及び前条第二項

二項

第四十一条の十
第四十一条第一項各号のい

第四十一条の十九の二各号のいずれか
第四十一条第一項各号のいずれか

第二十五条の表に次のように加える。

第四十一条の二第一項
前二条

第四十一条の二十一の二並びに第四十一条
の二十二において準用する第四十条及び前

条第二項

第四十一条の十
第四十一条第一項各号のい

第四十一条第一項各号のい
ずれか

第四十一条の二十一の二各号のいずれか

条第二項」を「前条第二項」に改める。

第二十九条の見出し中「登録定期講習機関」を「登録放射線取扱主任者定期講習機関」に改め、同条の

表第四十一条の二第二項の項中「第四十一条第二項」を「前条第二項」に改め、同表第四十一条の十一及び第四十一条の十二第三号の項中「定期講習」を「放射線取扱主任者定期講習」に改め、同表第四十一条の十二第三号の項中「定期講習業務規程」を「同項に規定する放射線取扱主任者定期講習業務規程」に改める。

第四章中第二十九条の次に次の二条を加える。

(登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録等に関する読み替え)

第二十九条の二 法第四十一条の四十六の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句
第四十条	前条
第四十一条第二項、第四十二条第一項	第四十一条の四十一
第十一条の二第一項及び第十二条第一項	第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項
四十一条の十四第二項	前二条
第四十一条の二第二項	第四十一条の四十一並びに第四十一条の四

				十六において準用する第四十条及び前条第
第四十一条の十一及び第 四十二条の十二第三号	設計認証等のための審査	第四十一条の四十一に規定する特定放射性 同位元素防護管理者定期講習	第四十一条の四十一に規定する特定放射性 同位元素防護管理者定期講習	二項
第四十二条の十二第二号	第四十一条の四、第四十一 条の六、第四十一条の七第 一項又は次条	第四十一条の四十五又は第四十一条の四十 六において準用する第四十一条の四、第四 十一条の七第一項若しくは次条	第四十一条の四十五又は第四十一条の四十 六において準用する第四十一条の四、第四 十一条の七第一項若しくは次条	二項
第四十二条の十二第四号	第四十二条の五第一項 規程 認可を受けた設計認証業務 届け出た同項に規定する特定放射性同位元 素防護管理者定期講習業務規程	第四十二条の四十四第一項	第四十二条の四十四第一項	第四十二条の四十四第一項

第三十条第一項中「二十二人」を「五十人」に改め、同条第二項中「防止」の下に「及び特定放射性同位元素の防護」を加える。

第三十一条第一項の表を次のように改める。

手数料を納付すべき者	金額
一 法第二条第一項本文又は第四条の二第一項の許可を受けようとする者 申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法	十七万九千百円（電子

二 法第十条第二項又は第十一條第二項の許可を受けようとする者	三 法第十二条の二第一項又は第二項の認証を受けようとする者	四 施設検査を受けようと/orする者	イ 貯蔵施設若しくは廃棄物貯蔵施設（以下「貯蔵施設等」という。）	であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯藏能力が十ペタ
八百円）	九万六千六百円（電子申請等による場合にあつては、九万六千百円）	二十万八千百円	五十二万一千八百円	第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、十七万七千

ベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線（エックス線を除く。以下同じ。）の有するエネルギーが一ギガ電子ボルト以上のものの使用をしようとす
る者（ハに該当するものを除く。）

口 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ペタベクレル以上十ペタベクレル未満、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上下限数量に百万を乗じて得た数量未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものの使用をしようとする者（ハに該当するものを除く。）

ハ 法第十条第二項又は第十二条第二項の許可を受けてその位置等の変

更をした使用施設等又は廃棄物詰替施設等の使用をしようとする者

二 その他の者

五 定期検査を受けようとする者

イ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵

五十二万一千八百円

能力が十ペタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが一ギガ電子ボルト以上のものの使用をしようとする者

三十四万七千七百円

ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ペタベクレル以上十ペタベクレル未満、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上下限数量に百万を乗じて得た数量未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電

二十四万八千三百円

子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものの使用をしようとする者

ハ その他の者

六 定期確認を受けようとする者

イ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が十ペタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが一ギガ電子ボルト以上のものの使用をしようとする者

ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ペタベクレル以上十ペタベクレル未満、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上下限数量に百万を乗じて得た数量未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電

五十一万八千六百円

二十四万八千三百円

三十四万五千五百円

九 法第十八条第三項の承認を受けようとする者	<p>口 承認容器の使用により一ペタベクセルを超える放射性同位元素を運搬しようとする者</p> <p>ハ 承認容器の使用により一ペタベクセル以下の放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬しようとする者</p>	<p>子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものの使用をしようとする者</p> <p>ハ その他の者</p> <p>七 運搬方法確認を受けようと/orする者</p> <p>八 運搬物確認を受けようと/orする者</p> <p>イ 法第十八条第三項の承認を受けた容器（以下この項において「承認容器」という。）以外の容器の使用により放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬ようと/orする者</p>	<p>二十四万六千八百円</p> <p>二十四万二千三百円</p> <p>四十六万六千百円（電子申請等による場合にあつては、四十六万四千九百円）</p>
六万六千五百円（電子	三万三千百円	十三万三千百円	

十一 法第三十三条の三第一項の認可を受けようとする者	十 濃度確認を受けようと/orする者	申請等による場合にあ つては、六万五千三百 円)
百四十三万百円（電子 百円を加えた額）	五十一万五千九百円（ 濃度確認を受けようと する物の重量が二十ト ンを超える場合にあつ ては、五十一万五千九 百円に二十トン又は二 十トンに満たない端数 を増すごとに五万七千 百円を加えた額）	

申請等による場合にあ

つては、百四十二万八

千八百円)

十二 法第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者試験を受けようとす

る者

十三 法第三十五条第三項の第二種放射線取扱主任者試験を受けようとす

る者

十四 法第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者講習を受けようとす

る者

十五 法第三十五条第三項の第二種放射線取扱主任者講習を受けようとす

る者

十六 法第三十五条第四項の第三種放射線取扱主任者講習を受けようとす

る者

十万七千七百円

十万九千七百円

十六万二千百円

九千七百円

一万三千五百円

十七 放射線取扱主任者免状の交付又は再交付を受けようとする者

三千五百円（電子申請

等による場合にあつて

は、三千三百円）

十八 放射線取扱主任者定期講習を受けようと/orする者

二万二千四百円

十九 法第三十六条の三第一項の研修を受けようと/orする者

別に政令で定める額

二十 特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けようと/orする者

二万七千五百円

二十一 法第三十八条の三において準用する法第三十六条の三第一項の研

別に政令で定める額

修を受けようと/orする者

（輸出貿易管理令等の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

一 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二の二の項

二 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第十六号及び同条第二項

の表放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十条の項

三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五

号）第二十八条第七号

四 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第二百四十六号）第一百五十四号

（警察庁組織令の一部改正）

第三条 警察庁組織令（昭和二十九年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に、「の施行に関する事務に」を「及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務に」に改める。

第三十九条第三号中「の施行」を「及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行」に、「の防護」を「及び特定放射性同位元素の防護」に改める。

（原子力規制委員会組織令の一部改正）

第四条 原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十五号中「原子力利用」を「原子力の研究、開発及び利用（第九条第二項第一号において「原子力利用」という。）」に改め、同条第二十六号中「、原子力事故」を「及び原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故（以下「原子力事故」という。）」に改め、「及び核燃料物質の防護」を削り、同条第二十七号中「、原子力事故」を「及び原子力事故」に改め、「及び核燃料物質の防護」を削り、同条第三十三号を同条第三十四号とし、同条第三十二号中「核燃料物質」の下に「、放射性同位元素」を加え、同号を同条第三十三号とし、同条中第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関すること。

第五条第三号中「原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故（以下「原子力事故」という。）」を「原子力事故」に改める。

第九条第二項第一号中「原子力の研究、開発及び利用」を「原子力利用」に改める。

第二章 経過措置

第五条 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第五条の規定による改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下この条において「放射性同位元素等規制法」という。）第二十五条の五及び第二十五条の六第二項の規定は、改正法第五条の規定の施行の日以後に開始される放射性同位元素等規制法第二条第三項に規定する特定放射性同位元素（以下単に「特定放射性同位元素」という。）の運搬について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、改正法第五条の規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。
（放射線検査官の資格に関する経過措置）
- 2 第一条の規定による改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第三十条第二項の規定の適用については、放射線検査官が有するこの政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前における

特定放射性同位元素に相当する放射性同位元素（改正法第五条の規定による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二条第二項に規定する放射性同位元素をいう。）の防護についての知識及び経験は、特定放射性同位元素の防護についての知識及び経験とみなす。

（手数料に関する経過措置）

3 施行日前に既に納付した手数料又は施行日前に納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

理 由

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める必要があるからである。